平成 23 年 12 月 12 日

各　位

会　社　名　佐藤食品工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　　鈴木　宗行
（ＪＡＳＤＡＱ・コード　２８１４）
問い合せ先　執行役員管理部長　　上田　正博
電話番号　０５６８－７７－７３１６

控訴の提起に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 29 日付プレスリリース「訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせしました訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の判決につきまして、当該判決のうち一部当社の請求が認められなかった部分を不服として、この度、名古屋高等裁判所に控訴を提起いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．控訴を提起した裁判所及び年月日
名古屋高等裁判所
平成 23 年 12 月 12 日

２．控訴を提起した相手方（被控訴人）
当社元取締役 西郷 義美
当社元取締役 鈴木 昌也

3. 控訴の趣旨
（１）原判決中控訴人敗訴部分を取り消す
（２）被控訴人西郷義美及び被控訴人鈴木昌也は、控訴人に対し、連帯して、11 億円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みに至るまで年５分の割合による金員を支払え
（３）訴訟費用は、一審、二審とも、被控訴人らの負担とする

４．控訴提起に至った経緯
本件訴訟について、名古屋地方裁判所は、平成 23 年 11 月 24 日、和解勧告に応じなかった被告４名（菊池渡、山村友幸、西郷義美及び鈴木昌也）のうち、菊池渡及び山村友幸に対する当社の請求を全面的に認め、その余の当社の請求は棄却する旨の判決を言い渡しました。当社としましては、当該判決のうち当社の請求を認めなかった部分は承服できないものであり、今般控訴を提起することといたしました。

５．今後の見通し

当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が判明した場合は速やかに開示いたします。

以上